

2019年4月24日

各位

株式会社 北陸銀行

ほくぎん住宅ローンの商品内容の一部改定について

北陸銀行（頭取 庵 栄伸）では、「ほくぎん住宅ローン」につきまして、商品内容を一部改定いたしますのでお知らせいたします。

金利につきましては、新規実行時に適用する金利をお申し込み時点の金利とさせていただきます。

また、住宅メーカー経由でお申し込みのお客さまにつきまして、お借入ができる年収の制限（350万円）を撤廃し、その他の商品と同様に「安定的かつ継続的な収入のある方」とさせていただきます。

北陸銀行では、引き続きお客さまにご満足いただけるよう、きめ細かなサービスを提供してまいります。

記

<改定内容>

1. 住宅ローン新規実行時の適用金利（フラット35を除きます）

変更前	変更後
お申し込み時の金利ではなく、ご融資実行時の金利が適用	お申し込み時点の金利が適用 （但し、金利適用はお申し込みから6か月とします）

※お借入時の基準金利が上昇していても、お申し込み時点の金利が適用されますので、低金利のメリットが享受できます。

2. 住宅メーカー経由でお申し込みのお客さまの年収制限の撤廃

変更前	変更後
年収 350 万円以上の方 （富山、石川、福井）	安定的かつ継続的な収入がある方 （年収制限を撤廃します）

※全てのお客さまがお申し込み可能となりました。

審査の結果、お借入のご希望に沿いかねることもございますので、ご注意願います。

3. 改定日

2019年4月24日（水）

以上

本件に関するお問い合わせ先

北陸銀行 リテール推進部 TEL(076)423-7111